

2025年2月18日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン  
(コード番号4704 東証プライム)

問合せ先 代表取締役副社長 CFO マヘンドラ・ネギ  
(TEL. 03-4330-7600)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり2025年3月27日開催予定の当社第36期定時株主総会（以下「本株主総会」）に提案することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、監査役がその職務を適切に遂行できるよう、責任限定契約の対象を社外監査役から監査役に変更するため、定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025年3月27日（木）
定款変更の効力発生日	2025年3月27日（木）

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を表しております)

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条（条文省略） 第34条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、常勤監査役については金1,000万円以上、非常勤監査役については金240万円以上のそれぞれ予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第35条～第39条（条文省略）</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条（現行どおり） 第34条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、常勤監査役については金1,000万円以上、非常勤監査役については金240万円以上のそれぞれ予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第35条～第39条（現行どおり）</p>